

事 務 連 絡

平成25年1月10日

都道府県労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）

経過的特別支給金に係る広報について（依頼）

船員保険制度について、平成24年10月30日付け事務連絡にて、制度周知を目的としたリーフレットの各労働基準監督署への設置を依頼させていただいたところですが、平成24年12月から船員保険制度の福祉事業として、新たに経過的特別支給金が支給されることとなり、今般、全国健康保険協会船員保険部より別添1のとおり制度周知を目的としたリーフレット（別添2）の各署への設置協力の依頼がありました。

つきましては、当該リーフレットの各署への設置について、格段のご配慮をお願いします。

リーフレットについては、全国健康保険協会船員保険部が作成の上、2月上旬に直接各労働局へ発送される予定です。

なお、当該リーフレットのレイアウトについては、発送時までには修正される可能性があることについてご了承ください。

（担当）労働基準局労災補償部労災管理課
企画調整係 松本、篠田、堤
電 話：03-5253-1111（内線 5436、5437）

事務連絡
平成24年12月27日

厚生労働省労働基準局 労災管理課長 殿

全国健康保険協会船員保険部長

経過的特別支給金に係る広報について（依頼）

平素は当協会の事業運営に格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年12月から、労災保険の障害（補償）給付、遺族（補償）給付などを受けた船員保険の被保険者等について、一定の要件に該当する場合に、船員保険の福祉事業として、経過的特別支給金が支給されることとなりました。

今般、労災保険において給付を受ける方などへの制度周知を目的としたリーフレットを作成することとなっております。

つきましては、労働基準監督署に当リーフレットを設置のうえ、労災保険の給付を請求される船員またはその遺族に対し配布していただきたく、関係部署に対しその旨ご依頼いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレットの配布予定数は別紙のとおりであり、各労働局への発送は2月上旬を予定しています。

<照会先>

全国健康保険協会船員保険部
船員保険給付グループ ■■■■■
連絡先 03-6862-3060

労災保険の給付を受ける船員またはご家族の方へ

経過的特別支給金について

平成 22 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に支給事由が発生した労災保険の給付を受ける船員またはご家族の方で一定の要件に該当する場合に「経過的特別支給金」が支給されます

～労災保険の給付を補完するために船員保険の福祉事業として支給されます～

支給要件

1. 災害発生前 1 年間に於いて特別給与（賞与等）を支給されていない場合
2. 労災保険の給付の算定の基礎として用いる「給付基礎日額」に 30 を乗じて報酬月額に換算した額の該当する標準報酬月額の等級が、船員保険での最終標準報酬月額の等級と同じかそれより低い場合（詳しくは当協会のホームページを参照してください）

■ 労災保険の次の給付を受ける方で、上記の支給要件に該当する場合に経過的特別支給金が支給されます。

受給している労災保険の給付	船員保険
障害補償年金・障害年金・傷病補償年金・傷病年金・障害補償一時金・障害一時金のいずれか	経過的特別支給金（障害）
遺族補償年金・遺族年金・遺族補償一時金・遺族一時金のいずれか	経過的特別支給金（遺族）

申請手続き、その他ご不明な点については、当協会 船員保険部のホームページをご覧ください。

* お問い合わせの際は労災保険の「支給決定通知」をお手元にご用意ください。



全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話：0570-300-800、03-6862-3060（IP 電話・PHS ご利用の方）

受付時間：9時から17時45分まで（土日・祝日・年末年始を除く）